

議案第 37 号

令和 4 年度宝塚市一般会計補正予算（第 10 号）

資料 7 施設型等給付費増額の理由

1 公定価格の単価増

施設型等給付費は国の人事院勧告による影響を受ける。令和 3 年度の人事院勧告では 0.9%の減額とされたため、令和 4 年度についても当初予算では 0.9%の減額を見込んだが、令和 4 年度の人事院勧告では反転して 0.8%の増額となったため、当初と比較して合計でおおよそ 1.7%の増額となった。

2 処遇改善にかかる積算の増

保育士等の処遇改善のため、令和 4 年 2 月から始まった保育士等 1 人につき収入を 3%程度（月額約 9,000 円）引き上げるための措置に係る給付費が増加となったもの。

令和 4 年 9 月までは保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金として実施した。施設型等給付事業に切り替わる 10 月以降については、当初予算時点では国から詳細な情報が提示されていなかったため、9 月までと同様の算出方法で必要額を見込んでいたが、その後、国から示された方法で算出した結果、増額となった。

以上 2 点が増額の主な理由である。

補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
4,665,045千円	106,624千円	4,771,669千円 (+2.3%)